

平成30年度第2回蓮田市上下水道事業審議会会議録

日時 平成30年11月21日(水)

午前10時～

会場 蓮田市役所

305会議室

〈出席委員〉 門井隆会長、中野君男副会長、稲川加代子委員、小船明委員、齋藤千津子委員、島津信温委員、田中秀行委員、田村節子委員、戸谷ひろみ委員、中村健一委員、早川悦夫委員

〈事務局〉 中野市長、采澤上下水道部長、細井上下水道部次長兼水道課長、増田下水道課長、小引水道課主幹、中田水道課主幹、黒須水道課副主幹、岡田下水道課副主幹、大塚下水道課副主幹、野口下水道課主事

1 開 会 細井上下水道部次長兼水道課長

2 会長あいさつ 門井会長

3 市長あいさつ 中野市長

4 議 事

(1) 審議事項

消費税等相当額の転嫁について(諮問) 増田下水道課長

(2) 報告事項

①下水道事業の地方公営企業への移行について 大塚下水道副主幹

②その他 増田下水道課長

5 連絡事項 増田下水道課長

6 閉 会 細井上下水道部次長兼水道課長

議題 (1) についての主な質疑応答

委員：10月1日から消費税10%になる場合、9月と10月の2か月の水道料金は日割りで8%と10%に割り振るのか。

事務局：日割り計算はせず、9月使用分が含まれるものは税率8%で料金算定をする。

委員：公共下水道使用料はどうなるか。

事務局：水道料金と公共下水道使用料は一括で請求しており、水道料金と同じ算定とする。

委員：農業集落排水施設使用料はどうなるか。

事務局：農業集落排水施設使用料は基本料金と人数割料金で算定しており、9月使用分までは税率8%、10月以降の使用分は税率10%で算定する。

委員：消費税の転嫁の周知の方法は。

事務局：ホームページ及び広報紙への掲載、水道の検針票に消費税を変更する旨を掲載して使用者に周知する。

委員：食料品は軽減税率の適用があり税率8%で据え置きになっているが、水道料金は適用にならないのか。

事務局：水道水は飲み水の他に風呂や洗濯等にも使用されるため、食料品とはみなされず軽減税率の適用外となる。

議題（２）についての主な質疑応答

委員：地方公営企業移行によるデメリットは。

事務局：シンプルな官公庁会計方式から企業会計方式に変わるので、慣れないと分かりにくい部分がある。

委員：下水道事業の拡大に向けて、公営企業になった場合の課題は。

事務局：公営企業として、経営の面からの検討が必要である。